第十八条の二十の二に次の三項を加える。

14　法第四十条の七第十二項の特殊関係株主等（同条第一項に規定する特殊関係株主等をいう。）である居住者は、当該居住者に係る添付不要部分対象外国関係法人（同条第一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係法人をいう。次項において同じ。）の第十六項において準用する前項に規定する財務省令で定める書類を整理し、起算日から七年間、当該財務省令で定める書類を納税地に保存しなければならない。

15　前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年（その年分の所得税につき確定申告書を提出する年に限る。）の翌年三月十五日の翌日をいう。

16　第十三項の規定は、法第四十条の七第十二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第十三項中「同項各号に掲げる外国関係法人」とあるのは「同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係法人」と、「添付対象外国関係法人」とあるのは「添付不要部分対象外国関係法人」と読み替えるものとする。

第十八条の二十三第二項中「若しくは」を「又は」に改める。

第十八条の二十三の二の二第十一項第五号中「第十八条の二十一第十二項第一号」を「第十八条の二十一第十三項第一号」に改める。

第十八条の二十五第三項中「第二十六条の七第十二項各号」を「第二十六条の七第十三項各号」に改め、同項第二号中「第二十六条の七第十二項第二号」を「第二十六条の七第十三項第二号」に改め、同条第五項及び第六項中「第二十六条の七第十二項第一号」を「第二十六条の七第十三項第一号」に改め、同条第九項中「第二十六条の七第十二項第三号」を「第二十六条の七第十三項第三号」に改め、同条第十一項中「第二十六条の七第十六項」を「第二十六条の七第十七項」に改める。

第十八条の二十六第二項中「第二十六条の七の二第九項各号」を「第二十六条の七の二第十項各号」に改め、同条第四項中「第二十六条の七の二第九項第一号」を「第二十六条の七の二第十項第一号」に改め、同項第五号中「第二十六条の七の二第九項第四号」を「第二十六条の七の二第十項第四号」に改め、同条第八項及び第九項中「第二十六条の七の二第九項第三号」を「第二十六条の七の二第十項第三号」に改め、同条第十項中「第二十六条の七の二第十項第四号」に改める。

第十九条の二第十四項中「又は平成三十年度の一般会計補正予算（第2号）」を「、平成三十年度の一般会計補正予算（第2号）、令和二年度の一般会計補正予算（第3号）、令和三年度の一般会計補正予算（第1号）又は令和四年度の一般会計補正予算（第2号）」に改め、同項第一号中「次号において同じ。」を削り、「進学した後」の下に「又は就職した後」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同条第十九項中「又は令和四年度」を「から令和五年度まで」に、「財源」を「財源の一部」に改める。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税）

第十九条の三の二　法第四十一条の九の二に規定する財務省令で定めるものは、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則（令和三年カジノ管理委員会規則第一号）第三条第二項第五号に規定する勝金とする。

第十九条の十一第一項中「第四十一条の十八の四第一項」に改め、同条第四項第一号中「第四十一条の十九第一項第一号」を「第四十一条の十八の四第一項第一号」に、「第十一条第二項第三号ニ」を「第十一条第二項第三号ロ」に改め、同項第二号中「第四十一条の十九第一項第三号」を「第四十一条の十八の四第一項第五号」に改め、同項第四号中「第四十一条の十九第一項第五号」を「第四十一条の十八の四第一項第五号」に改め、同条第五項中「第四十一条の十九第一項第四号」を「第四十一条の十八の四第一項第四号」に改め、同項第四号中「第四十一条の十九第一項第一号」を「第四十一条の十八の四第一項第一号」に、「第十条第一項第一号に該当する株式会社」を「第八条第五号イ又はロに該当する株式会社であつて、同令第十条第一項第一号に掲げる要件に該当するもの」に、「及び第三号に該当する株式会社」を「に掲げる要件に該当するもの」に改め、同条第六項中「第四十一条の十九第一項第二号」を「第四十一条の十八の四第一項第二号」に改め、同項第二号イ中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の十八の四第一項」に改め、同項第三号中「第十条第一項第一号又は第二号に該当する株式会社」を「第十条第一項第一号に掲げる要件に該当する株式会社又は同項第二号イに該当する株式会社」に改め、同条第八項中「第四十一条の十九第一項に」を「第四十一条の十八の四第一項に」に改め、同項第一号イ中「第四十一条の十九第一項第一号」を「第四十一条の十八の四第一項第一号」に改め、同号イ(1)中「第八条各号」の下に「（第五号ハ及び第六号ハを除く。）」を加え、同号ロ中「第四十一条の十九第一項第二号」を「第四十一条の十八の四第一項第二号」に、「第四十一条の十九第一項の」を「第四十一条の十八の四第一項の」に改め、同号ハ中「第四十一条の十九第一項第二号」を「第四十一条の十八の四第一項第二号」に、「第四十一条の十九第一項の」を「第四十一条の十八の四第一項の」に改め、同号ニ中「第四十一条の十九第一項第三号」を「第四十一条の十八の四第一項第三号」に改め、同号ホ中「第四十一条の十九第一項第四号」を「第四十一条の十八の四第一項第四号」に改め、同号ヘ中「第四十一条の十九第一項第五号」を「第四十一条の十八の四第一項第五号」に改め、同項第二号中「第四十一条の十九第一項第三号」を「第四十一条の十八の四第一項第三号」に改め、同条を第十九条の十の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定の基準所得金額の課税の特例）

第十九条の十一　法第四十一条の十九第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　所得税法施行規則第四十六条第二号の規定の適用については、同号中「見積額」とあるのは、「見積額並びに租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）に規定する基準所得金額の見積額（退職所得金額に係る部分を除く。）」とする。

二　所得税法施行規則第五十四条第一項第二号の規定の適用については、同号中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。